

新潟市西区役所広告付き周辺案内地図等設置事業仕様書

1. 募集内容

(1) 事業名称

新潟市西区役所広告付き周辺案内地図等設置事業

(2) 事業内容

広告付き周辺案内地図設置事業を行う者（以下、事業者という。）が、周辺の案内地図等を作成し設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

(3) 設置場所

新潟市西区役所庁舎風除室 ※別紙参照

(4) 設置日・期間等

- ①令和2年3月13日までに設置すること。なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。
- ②設置に係る市有財産の貸付期間は、案内地図等設置の日から5年間とする。

(5) 案内地図等本体の構造、設置等

- ①縦（高さ）2,100mm×横（幅）1,700mm×厚さ 100mm程度の大きさを目安として作成すること。
- ②本体は、地図枠、広告枠で構成すること。
- ③鋭利な角や縁、突起物等がない構造とし、その他庁舎の利用者等に危険を生じさせることがない構造とすること。
- ④設置場所における、温度及び湿度の変化等の環境下でも、使用に耐え得る構造とすること。
- ⑤庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等その他いかなるときも、容易に転倒しないよう、十分な対策措置を講じて設置すること。なお設置期間中に、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。
- ⑥案内地図等に使用する電源を設置場所付近に設けること。なお、電源は第三者が容易に使用できないように、十分な対策措置を講じて設置すること。
- ⑦周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また、配線等についても、庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。
- ⑧省エネ・環境対策として、照明の光源はLEDとすること。電源について、投入と遮断が容易で、タイマー制御が可能な構造とすること。
- ⑨色覚障がい者に配慮した配色でデザインすること。
- ⑩ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ⑪地図枠と広告枠以外の本体部分へのマグネットシート、カッティングシート貼り付け等の方法を用いて、本体管理に支障のない範囲で、本市のPRを行うものとする。

(6) 地図枠

- ①地図は本体内に収まるようにし、「西区広域地図」「西区役所庁舎周辺案内地図」を設けること。
- ②各地図には、公共施設等、本市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- ③地図は、国土地理院の地図をベースに作成すること。
- ④色覚障がい者に配慮した配色でデザインすること。
- ⑤ユニバーサルデザインに配慮すること。

(7) 広告枠

- ①広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することができる。
- ②広告枠の広告主が、地図上でどこに位置するか分かるよう、座標番号等で表示すること。
- ③本体内に収まる大ききで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。
- ④広告枠において広告を掲載できる者及び広告内容等については、「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載基準」に定めるところによる。

(8) 広告の内容審査について

- ①広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。
- ②広告物の出力見本の提出後、本市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、本市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、事業者は、速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。

(9) 広告内容の責任について

- ①広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わない。
- ②事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- ③本市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、本市は責任及び負担を負わない。
- ④広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

(10) その他

- ①破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等、また組織改正等にもなう庁内案内図枠の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回以上、地図情報の更新及び張替えを行うこと。
- ②案内地図等の撤去時には原状回復すること。

2. 賃貸借契約の締結及び経費負担等

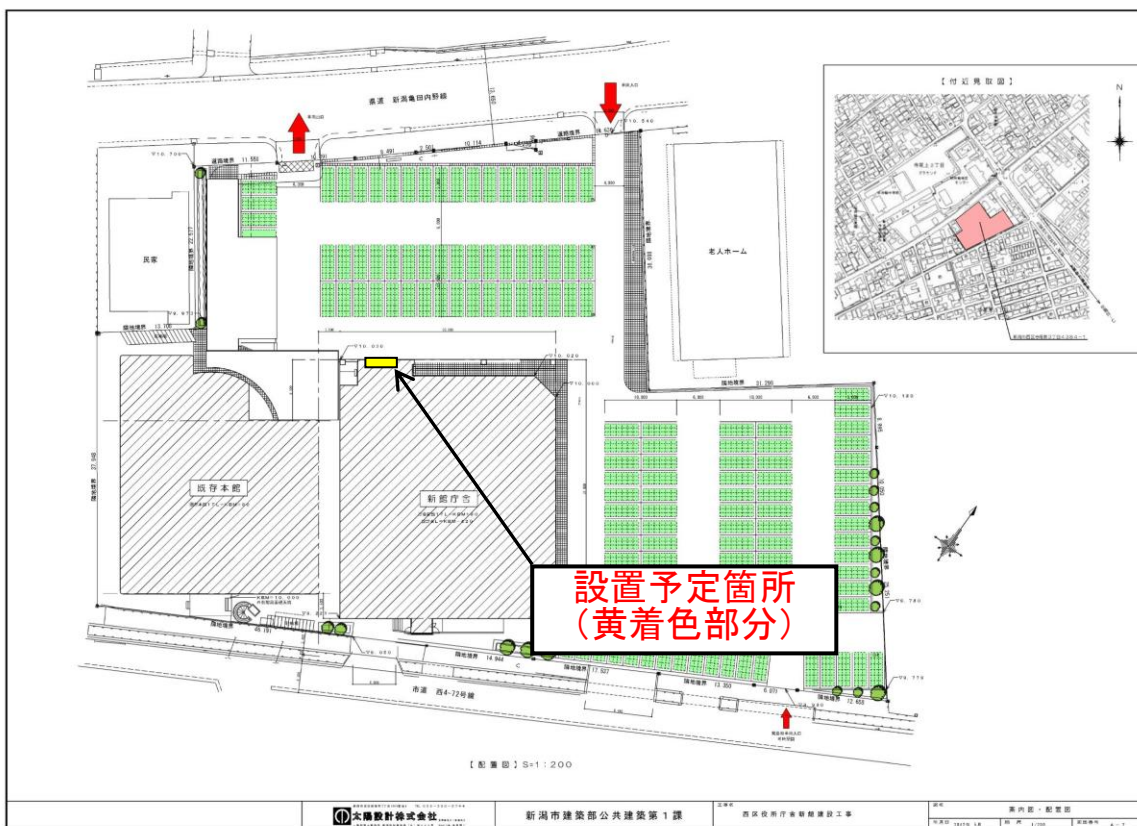
- (1) 設置に当たっては、新潟市公有財産規則に基づき、市に公有財産貸付申請書を提出し、市有財産賃貸借契約を締結すること。
- (2) 本事業に関する一切の費用（製作設置・設置に係る工事・運用・維持管理・移設撤去等に係る費用）は、事業者が負担することとする。
- (3) 市の発行する納入通知書により、期日までに貸付料を納めること。また、使用する電気料についても実費を別途納めること。
- (4) 貸付料は、基本分と広告分を合算した金額とする。
 - ①基本分…設置面積に応じ、新潟市財産条例 別表（第2条関係）「4 建物の使用」により算出する額
(参考：令和元年度 1㎡当たり年間 7,692円)
 - ②広告分…事業者が提案する広告料に相当する額
- (5) 納入された貸付料等は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で、地図及び広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。
- (6) 合理的な理由により、案内地図等本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。

3. その他

- (1) 事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) 本市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができるものとする。
- (3) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、本市と十分に協議を行うものとする。
- (4) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。

別紙

■新潟市西区役所構内図



■西区役所風除室 設置イメージ

